

平成26年7月31日(木)

第6次出入国管理政策懇談会(第11回)

「140626 改訂版 日本再興戦略」

4 頁目「外国人家事支援人材の活用」についての意見メモ

吉村真子 (法政大学社会学部 教授)

1. 日本社会における働く女性への支援の面から

- ・「女性の活躍推進・家事ニーズのため」と書いているが、日本社会の女性の実態と大きくかけ離れている。
- ・日本では、ここ数十年、男女平等や女性の社会進出の条件を議論する際、真剣な討議が行われ、政府の下で「男女共同参画社会」を議論し、また厚生労働省などを中心として公共政策にもとづく保育施設の拡充などが合意され追求されてきた。今回の提案と措置は、そうした従来の議論に反するものである。
- ・こうした「外国人家政婦」、「お手伝いさん」の利用は、高所得層もしくは中所得層が想定される。
- ・現在、一番支援が必要な対象は、勤労や子どもの保育で苦勞している母子世帯の母親や再就職の既婚女性一般であり、そうした女性たちには関係のない措置である。
- ・今年の「ベビーシッター事件」のケースやその背景を考えると、いろいろな状況で働かざると得ない母親への支援は、「生活保護」や「児童手当」などの既存の制度の充実、「保育所の充実」や「病児保育の充実」などの面に対応すべきであり、「長時間労働をしなくとも生活していける仕組み」が求められ、それでも必要ならば「24 時間保育」などの検討も求められる。必死に働く女性たちが求めているのは、基本的に公的な制度や支援の整備やサービスの充実であり、決して民間のサービスの選択肢ではない。(ちなみに、仕事で出張する親のためのお泊り保育は公的な制度でも存在している。)(また個人的には「24 時間保育」は望ましくなく、それが必要な状況や構造をこそ改善すべきだと考えている。)
- ・また政府の男女共同参画でも議論されているように、家事・育児は男女で担うものであり、「女性の活躍推進のための家事支援」という言い方は問題があり、しかも、そこに外国人を家事労働者として入れることによって、「家事・育児は女性がすること」といった伝統的な性別役割分担を固定化することに加えて、「お手伝いさん」「メイド」といった形で女性の間にヒエラルヒーを作る危険性がある。
- ・いずれにせよ、保育士(場合によっては介護士も)などの労働条件の改善や引上げが妨げられる。

2. 海外における外国人家政婦に対する人権侵害問題などの面から

- ・海外では、外国人家政婦に対する人権侵害やエージェント（斡旋業者）の問題など、数多くの問題が指摘されている。
- ・香港、台湾、シンガポールなどアジア新興国のケースの研究や調査などでも、多くの問題が議論されている。
- ・フィリピンは、送り出し国として有名であるが、エージェント（斡旋業者）の法律違反行為が常態化している。家事労働者として海外に就労する場合、フィリピン側のエージェントは、斡旋費用を労働者から取ることはできないが、実際には課している。（シンガポールのエージェントは、シンガポール法の下、外国人家事労働者に対して2か月分の給与を費用としてチャージすることができる）。実際には、送り出し国の問題について受け入れ国が十分に対処することはできない。
- ・シンガポールのNGOのHOMEが、マニラに別組織でNGOとシェルターをつくり、払い過ぎ費用返還運動に着手しているが、複数のエージェントから女性たちが脅迫を受けている状況。（日本はそういった責任がとれるのか…。）
- ・そもそもシンガポールなどでは、公共政策としての保育園建設などはほとんど論議されず、斡旋業者の強引なロビー活動・働きかけもあり、外国人家政婦に依存する構造になった。
- ・日本の「保育所の増加」、「保育定員の増加」、「待機児童の削減」などについて政府や厚労省、地方自治体や市民が議論を積み重ね、努力してきたことの方がはるかに社会的に意味があり、平等理念にも沿っている。

◎以上の点などは問題のごく一部に過ぎないが、外国人家事支援人材の活用や導入については反対である。